

## ◆解説◆

# 日本学生支援機構の奨学金【基礎知識】

## 日本学生支援機構

### ○借用について

- ・日本学生支援機構（JASSO<sup>ジャッソ</sup>）の奨学金には無利子の「第一種奨学金」と、有利子（上限三％）の「第二種奨学金」があります。
- ・国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院在学中に借りることができます（海外留学用の奨学金もあります）。
- ※専修学校（専門課程）には、JASSOの奨学金を取り扱っていない学校もあります。
- ・大学等に入学してから奨学金を申し込む「在学採用」と、入学する前に奨学金を予約する「予約採用」があります。
- ・申し込む際には、収入や成績の基準があります。（次ページ参照）
- ・収入・成績の基準や借りられる金額は、在学する学校や奨学金の種類（無利子・有利子等）によって異なります。
- ・申し込む際に、「連帯保証人・保証人を立てる」か「機

関保証に加入する」かのどちらかを選択することになります。

- ・申し込む際に、延滞した場合には個人情報情報機関に氏名・生年月日等の個人情報登録されることについて同意する旨を記載した「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出することになります。

### ○返還について

- ・返還は、卒業から六ヶ月経過した後から、口座引き落としにより月賦（または半年賦併用）で行います。
  - ・返還期間は、借りた総額により異なります。（最長二〇年間）
  - ・失業・病気等で返還できなくなったときには、申請により返還を先延ばしにできる「返還期限猶予制度」が適用される場合があります。
- さらに詳しいことは、JASSOのホームページ（<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>）を参照ください。

○ 学力及び家計の基準（大学での奨学金を申し込む場合）

区分	学 力	年収・所得の上限額 (4人世帯の目安)		
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯	
第一種 (無利子)	国・公立	(1 年次在学者) 高等学校等 2～3 年の成績 が 3.5 以上の者	951 万円	465 万円
	私 立		998 万円	512 万円
第二種 (有利子)	国・公立	(いずれかの該当者) ①高等学校等における成績 が平均水準以上の者 ②特定の分野において、特 に優れた資質能力があると 認められる者 ③学修に意欲があり、学業 を確実に修了できる見込 みがあると認められる者	1,292 万円	757 万円
	私 立		1,344 万円	809 万円

(注1) 第二種奨学金の利率は3%を上限とし、在学中は無利子です。

(注2) 記載内容は平成21年度のもです。

○ 借りられる金額と返還の例（大学で借りる場合）

(単位：円)

<借入月数>	区 分		借入月額	借入総額	返還総額	月賦金額	返還 回数
	大 学	通学方法					
第一種 (無利子) <45 月>	国・公立	自 宅	45,000	2,025,000	2,025,000	12,053	168 回
		自宅外	51,000	2,295,000	2,295,000	12,750	180 回
	私 立	自 宅	54,000	2,430,000	2,430,000	13,500	180 回
		自宅外	64,000	2,880,000	2,880,000	15,000	192 回
				30,000	1,350,000	1,350,000	9,375
第二種 (有利子) <48 月>	(借入金額は 申込時に 選択)		30,000	1,440,000	1,761,917	11,293	156 回
			50,000	2,400,000	3,018,568	16,769	180 回
			80,000	3,840,000	5,167,586	21,531	240 回
			100,000	4,800,000	6,459,510	26,914	240 回
			120,000	5,760,000	7,751,445	32,297	240 回

(注1) 第一種奨学金の返還総額は、在学採用における借入月数(45ヶ月)で計算しています。

(注2) 第二種奨学金の利率は上限の3%で計算しています。

(注3) 記載内容は平成21年度のもです。

奨学金Q & A

基本的なことについて掲載します。

借りたいとき

【申し込みますか／借りられますか】	
奨学金を借りたいのですが、どうすればよいですか。	在学している学校に申し込んでください。(大学院予約採用は、進学予定先の大学院に申し込んでください)
奨学金を借りたいときは、いつ申し込めばいいですか。	毎年4月ごろに、各学校で希望者を募集します(締切は学校によって異なります)。 *急に家計が苦しくなったとき(保護者の失業、病気等)は、いつでも申し込めます。
申し込んでも借りられないことがありますか。	JASSOの奨学金は、成績と収入の基準がありますので、それに合わない場合は借りられません。また、採用できる人数が決められているので、申込人数が多いため、借りられない場合があります。
収入の条件をもう少し詳しく教えてください。	収入の条件は、何人家族かによって異なります。また、家庭の状況(病人がいる、兄弟姉妹も学生、保護者が単身赴任中、等)も考慮しますので、具体的にいくらとは言えません。条件に合うかどうかは、学校に相談してください。
大学浪人しています。予約採用に申し込むことはできないのでしょうか。	大学浪人2日目までは、出身高校を通して申込できます。申込時期は、春(4月ごろ)のみですのでご注意ください。
高卒認定試験(大検)を受けての予定です。予約採用は申し込みますか。	可能です。JASSOに申込書類を請求してください。予約採用についてはJASSOのHP( <a href="http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html">http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html</a> )にも記載しております。
第一種(第二種)だけではお金が足りません。両方借りることはできますか?	可能です。が、在学している学校にご相談下さい。 *収入基準は、第一種だけを借りるときより厳しくなります。また、成績基準は、第一種の基準が適用されます。
(大学等の)1年生でないと借りられませんか。	2年生以上でも借りられます。春(4月ごろ)の募集のときに申し込んでください。また、急に家計が悪化したときは、随時申し込めます。
借金を返済しているのですが、奨学金を申し込んだら借りられますか。	収入条件には借金は考慮されませんので、現在の収入が多ければ借りられないこともあります。
海外留学したいのですが、留学のためでも奨学金が借りられますか。	留学のための奨学金もありますので、詳細は学校に尋ねるか、JASSOのHP( <a href="http://www.jasso.go.jp/study_a/scholarships.html">http://www.jasso.go.jp/study_a/scholarships.html</a> )をご覧ください。 海外留学用の奨学金としては、短期(3ヶ月～1年)留学用のものと、学位取得を目指して留学するためのものがあります。
専門学校に入学する予定です。JASSOの奨学金を借りられますか。	専門学校は、学校によって、借りられる学校とそうでない学校があります。(まず、2年制以上の専門学校でないといけません。他にも条件があります。)その専門学校にお尋ねください。
奨学金を2つ(以上)借りることはできますか。	JASSOの奨学金は、第一種と第二種の両方を同時に借りることが可能です(成績・収入等の条件があります)。 他団体(市町村、財団法人等)の奨学金を同時に借りることは、JASSOでは支障ありませんが、団体によっては、重複を禁止している場合があります。
入学金の納入に使えるような、まとまったお金の貸し付けはありますか。	最初の振込(入学後)のときに、10万円～50万円プラスされるよう申し込むことは可能です。
保護者が失業しました。すぐに借りられますか。	申し込むことができます。急な理由(保護者の失業、病気、災害等)による申込ができます。学校に相談してください。
親が生活保護を受けています。借りることはできるでしょうか。	申し込むことができます。本人の成績によっては、第一種(無利子)には申し込めないことがありますので、学校に確認してください。

【申し込むとしたら】	
学校を通さず、直接 JASSO に申し込むことはできますか。	予約採用への申込ならば、高卒認定試験（大検）を受けかつ現在高校に在籍していない人のみ、直接申し込むことが可能です。JASSO に申込用紙を請求してください。それ以外の方は、学校を通しての申込になります。
第二種を申し込む時、希望月額が少ない方が、借りられる可能性が高いのでしょうか。	借りられるかどうか、希望月額によって左右されることはありません。
JASSO 以外の奨学金を教えてください。	自治体、民間団体などの奨学金がありますが、全ては把握しておりません。通っている学校もしくはお住まいの自治体にお尋ねください。
今、奨学金を借りています。このまま進学したら、引き続き奨学金を借りられますか。	引き続き借りることはできません。進学後、新たに申し込んでください。なお、採用できる人数に限りがあるため、必ず借りられるとは限りませんのでご了承ください。
高校生のうちに、大学で奨学金を借りられるか分かりますか。	高校3年生の時に、大学等での奨学金を予約する「予約採用」があります。今通っている高校に申し込んでください。募集時期は春（4月ごろ）です。 *予約採用で採用されなくても、大学入学後に奨学金を申し込むことは可能です。
借りる際、保証人は必要ですか。	JASSO の奨学金の保証には、「人的保証」と「機関保証」があり、「人的保証」では、連帯保証人・保証人が必要です。「機関保証」の場合は、毎月保証料を天引きされるので、連帯保証人・保証人は必要ありません。
機関保証とはなんですか。	「機関保証」とは、奨学金借用中、月々一定額の保証料を支払うことにより、専門の保証機関が保証する方法です。この場合、連帯保証人・保証人は必要ありません。本人が返還できなくなったら、保証機関が代わりに返済します（その後、保証機関が本人に請求します）。
いくら借りられますか。	大学在学中に借りる場合は、44 ページの表をご覧ください。なお、この金額は、平成 21 年度入学者のもので、平成 22 年度入学者も同じ金額になる予定です。
奨学金を借りられることになったら、いつからお金を受け取れますか。	予約採用で採用された方は、大学等の1年次の5月または6月が最初の振込です。在学採用で採用された方は、7月が最初の振込です。
【借りたいけど返還が心配です】	
第二種の利息についての二つの方式の違いは何ですか。	平成 19 年度から、第二種を借りる方は、利率の計算方法として、下記のどちらかを選べるようになりました。（どちらの方式でも、利率が年 3% 以上になることはありません） 返還が始まったら、方式を変更することはできません。 (1) 利率固定方式 … 借用が終わった時に決まった利率が、返還完了まで変わることなく適用されます。 (2) 利率見直し方式 … 返還期間中、おおむね 5 年ごとに、利率を見直し、適用します。将来、利率が今より高くなることも低くなることもありえます。
月々の返還はいくらぐらいですか。自分で決められますか。	返還月額は JASSO の算定方式によって決定されますので、ご自分で決めることはできません。 金額を減らすことは基本的にはできませんが、返還が困難などときには、1 年単位で返還を先延ばしにする「返還期限猶予制度」があります。また、まとまった金額を返還する「繰上返還制度」もあります。
返還方法はどのようなものがありますか。	月賦返還（毎月払い）と、月賦・半年賦（ボーナス払い）併用返還があります。なお、どちらの方法でも、年間の返済金額はほぼ同じになります。

## 特集・経済支援

### 【参考1】緊急採用と応急採用の違いについて

名称	種類		申込時期	借入月額	借用期間	採用基準*
緊急採用	第一種	無利子	随時	一種の月額	その年度のみ (1年は延長可能)	第一種に 準じる
応急採用	第二種	利子つき	随時	二種の月額	卒業まで	第二種に 準じる

\*第一種・第二種よりも基準は緩やかになります。

### 借りているとき

奨学金が振り込まれる口座を変更したいのですが。	「奨学金振込口座変更届」を学校から受け取って記入し、学校の窓口 に提出してください。
奨学金の月額は変更できますか。	可能です。学校に申し出て「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出し てください。ただし、第一種では、変更できないことがあります。
奨学金が口座に入っていない ません。なぜですか。	奨学金の振込みは通常毎月11日ですが、振込日が異なる月や、まと めて振り込む月があります。(奨学金振込予定日 <a href="http://www.jasso.go.jp/taiyochu/nyuukin.html">http://www.jasso.go.jp/taiyochu/nyuukin.html</a> )
退学したらどうすればいい ですか。	退学したら、それ以上奨学金を借りることはできません。至急、退学 した学校の窓口に申し出てください。

### 返しているとき

\*詳細は「返還のてびき」(卒業時に配付)もしくはJASSOのHP  
【<http://www.jasso.go.jp/henkan/index.html>】をご覧ください

#### 【基本】

借りた奨学金に利子がつく かどうかわかりません。	奨学生番号が6から始まるなら、第一種ですので無利子です。奨学 生番号が7か8から始まるものでしたら、第二種なので利子がつきま す。
3月に学校を卒業しました。 奨学金の返還はいつから始 まりますか。	卒業した年の10月27日から、口座引き落としが始まります。
高校と大学で奨学金を借り ました。返還はどうすれば いいですか。	同じ口座から、高校分と大学分の返還月額の合計金額での引き落とし になります。
JASSOの奨学金を二つ 借りていましたが、同時に 返還するのは大変です。負 担を減らす方法はありません か。	借入金額を合計して、返還期間を延ばし、毎月の返還額を減らすこと ができます(期間は合計金額に応じて計算されます。最長は20年で す)。「奨学金返還期間変更願」(49ページ参照)をJASSOに提出し てください。 なお、第二種の場合、返還期間が延びた分、利子が増えますので、ご 了承ください。 また、一時的な方法ですが、片方の奨学金について「返還期限猶予」 を願い出る方法もあります。
奨学金はどうやって返還す るのですか。	ご登録いただいた金融機関の口座から、月賦もしくは月賦・半年賦(ボ ーナス払い)併用払い(返還誓約書で選択済み)で引き落としになり ます。
引き落とし口座は、本人以 外の名義の口座でもいいで すか。	可能です。
平成19年度より前に借りま した。利子の計算方法はど うなっていますか。	利率固定方式です。借入が終わったときの利率(借入中の利率を加重 平均したもの)が、返還完了まで変わることなく適用されます。

【変更について】	
返還金が引き落とされる口座を変えたいのですが。	金融機関で改めて申し込みが必要ですので、口座変更用紙をJASSOに請求してください（金融機関の窓口にはありません）。窓口での手続き後、新口座から引き落としが始まるまで1～2ヶ月かかりますので、それまでは旧口座から引き落としされます。（49ページ参照）
住所や苗字が変わったときはどうすればいいですか。	JASSOに「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（49ページ参照）を提出してください。用紙は、「返還のてびき」（返還誓約書と同時に渡された冊子）にもございます。
外国に住むことになりました。返還はどうすればいいですか。	外国に行く前に、日本国内の金融機関で口座引き落としができるようにしておいてください。
【まとめて返還】について	
まとめて返還することはできますか。	可能です。現在の引き落とし口座で、借入金額の全額、もしくは一部を「繰り上げ返還」することができます。1ヶ月前までに、お電話いただくか（0570-03-7240）、「繰上返還申込書」（49ページ参照）をJASSOに郵送かFAXでお送り下さい。 宛先：〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 奨学事業部 返還促進課
利子付きの奨学金（第二種）を繰上返還したら、利子はどうなりますか。	繰上返還した分（繰上返還月の翌月からの分）の利子はいただきません。（その分の利子は引き落とされません）
【返還の終了について】	
返還が終わりました。何か連絡はありますか。	引き落とし（送金）後2～3ヶ月ほどで返還完了通知（はがき）を奨学生ご本人にお送りします。

### 返せないとき

「奨学金返還期限猶予願」

⇒ <http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/yyuuyonegai.html>

「返還期限猶予」制度ってなんですか。	返還できない事情があるとき、願い出と証明書を提出して、返還を一時停止し、先延ばしにする制度です（厳正な審査があります）。猶予期間中は、返還金は引き落とされません。その分、返還が終わるのが遅くなります。また、猶予期間中に延滞金が増えたり、利息が増えたりすることはありません。返還総額は変わりませんのでご注意ください。
返還できなくなったら、どうすればいいですか。	返還を先延ばしにする「返還期限猶予」の制度があります。「奨学金返還期限猶予願」と、返還できない事情の証明書をJASSOに提出してください。（一度の願い出で最大1年間猶予することが可能です。）⇒事情と証明書については、50、51ページの表をご覧ください。
まだ学生です。返還を待ってもらえませんか。	本人からの申請で返還を待つことが可能です。大学、大学院等に在学している方は、「在学届」を在学している学校に提出して下さい。各種学校等に在学している方は、経済困難の事由による「返還期限猶予」をJASSOに願い出して下さい。
返還期限猶予が認められたら、その後の返還はどうなりますか。	返還期限の猶予期間が終わった翌月から、元のお約束通りの金額での引落としが再開されます。
働いてはいるのですが、収入が少なく生活が苦しいです。猶予は認められますか。	経済困難（収入が少ない）等でも認められる場合がありますので、収入がわかるもの（50、51ページ参照）をご用意してJASSOにご相談ください。
引落とし日に残高不足で引落としができなかったのですが、どうすればよいのでしょうか。	翌月に、2か月分の金額を引き落としさせていただきます。JASSOから「振替不能通知」をお送りすると共に、JASSOが委託した民間の債権回収会社から、電話もかけさせていただきます。

## 特集・経済支援

返還金を延滞するとどうなりますか。	延滞金がつき、連帯保証人や保証人にも合わせて督促します（機関保証選択者は本人のみ）。それでも返還に応じていただけない場合は、法的手続きを取るようになります。
返還金が支払えず、延滞してしまいました。督促が来ましたが、とても払えません。どうすればいいですか。	至急JASSOに連絡し、返還できない事情をお知らせ下さい。返還期限猶予の申請か、もしくは延滞分の分割払いについてご案内いたします。

### その他

返還について詳しく教えてください。	学校を卒業する年度の11月～12月頃に、学校から返還誓約書と一緒に お渡しした「返還のてびき」に詳しく書いてあります。もしくは、 JASSOのHP ( <a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/index.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/index.html</a> ) をご覧ください。
JASSOに何度も電話をかけているのですがつながらず、相談ができません。	大変申し訳ありません。つながらない場合は文書を郵送して下さい。 「転居・改氏名・勤務先（変更）届」と「繰上返還申込書」は、 FAX (03-6743-6676) でも受け付けています。 返還が難しい場合⇒奨学金返還期限猶予願と、返還できない事情の 証明書（50、51ページ参照） まとめて返還したい⇒繰上返還申込書 宛先：〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 奨学事業部 返還促進課

\* 各種願出用紙の入手先

#### 【参考2】返還に関する提出書類

「返還のてびき」（卒業時に配付済み）または <http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>

事由	願出用紙	入手先
住所・名前・勤務先が変わったとき	転居・改氏名・勤務先（変更）届	<a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/tennkyo.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/tennkyo.html</a>
引落とし口座を変えたいとき	リレー口座加入申込書	<a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/houhou/koza_youshiseikyu.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/houhou/koza_youshiseikyu.html</a> (変更用紙の請求画面です)
返還を待ってほしいとき	奨学金返還期限猶予願	<a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/yuuyonegai.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/yuuyonegai.html</a>
返還を待ってほしいとき（大学・大学院等に在学しているため）	在学届	<a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/zaigaku.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/zaigaku.html</a>
まとまった金額を返還したいとき	繰上返還申込書	<a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/oshirase/kuriage.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/oshirase/kuriage.html</a>
2つ以上の奨学金を借りたため返還月額が大きいつき	奨学金期間変更願	<a href="http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/kikanhenkou.html">http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/kikanhenkou.html</a>

【参考3】 返還猶予を願ひ出る際の事由と証明書（例）

<http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html>

【願出事由による証明書等一覧】 コピーと記されているもの以外は原本が必要となります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間	
災害	(1)罹災証明書（1年目） (2)罹災継続証明書（2年目以降）	市区町村長・消防署長	1年ごとに願出のこと 当該事由が継続する期間	
傷病	診断書（就労困難記載があること） ※就労している場合は、住民税非課税証明書の提出が必要です。	医師・病院長		
生活保護受給中	(1)生活保護受給証明書 又は (2)民生委員の証明書	(1)社会福祉事務所長 (2)民生委員	1年ごとに願出のこと 5年が限度	
外国留学・研究中	(1)在籍証明書又は所属機関の証明書と(2)所得証明書（円換算した金額を添付） ※日本語訳を添付	在籍学校長、所属機関の長		
生活困難	経済困難（収入・所得金額による制限あり） (注)	(1)所得証明書 又は (2)市県民税（所得・課税）証明書 又は (3)住民税非課税証明書 ※(1)(2)は標記年度の前年分の所得を証明するもの。 ※(2)は収入金額が明記されているものとする（課税額のみは不可） ※特別研究員の場合は、(1)所得証明書と(2)研究員の証明書		市区町村長
	失業中	(1)雇用保険受給資格証のコピー 又は (2)雇用保険被保険者離職票のコピー ※半年以上前に退職している場合は、(1)又は(2)に加えて、経済的困難に準じた証明書を添付		(1)市区町村長 (2)所属機関の長  職業安定所長
	新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職	(1)健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は (2)アルバイトをしている場合は給与明細3ヶ月分のコピー 又は (3)出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明（職名・署名・押印必要。様式自由）		(2)勤務先 (3)出身学校教諭・教授等
入学準備中	(1)予備校の在籍証明書 又は (2)出身学校長又は出身学校担当教諭の証明書等 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、(1)又は(2)に併せて経済困難の証明書が必要	(1)在籍学校長等 (2)出身学校長、出身学校担当教諭等		

※ 外国の高校・大学・大学院等に留学している場合の猶予期間は、その学校に在籍している期間となります（5年限度なし）。ただし、在籍期間が9ヶ月未満の場合は、通算して5年が限度となります。

※ 聴講生、研究生、専修学校一般課程、及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生の猶予は、経済困難の事由による猶予願出の該当となります。

※ 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった方並びに同地域に勤務し勤務先が被災して、同等の災害にかかった方についても、猶予できる場合があります。

◆◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆◆

- 給与所得者の場合・・・年間収入金額（税込み）が300万円以下
- 給与所得者以外の場合・・・年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下

（注）経済困難の事由による猶予願出の証明書が、希望する猶予の始期から1年以内の証明書の取得ができない場合には、上記(1)～(3)までの所得関係のいずれかの証明書に合わせて、下記の種類の証明書を添付してください。

## 特集・経済支援

1. 給与所得者の場合	源泉徴収票（前年分）（コピー可）
2. 給与所得者以外の場合	確定申告書（控）（前年分）（コピー可）
3. 無職の場合	(1)健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー又は健康保険証カード表面のコピー (2)求職受付票のコピー（ハローワークカード） (3)求職中であることがわかる書類 (4)民生委員の証明 (5)上記証明書のいずれも提出できない場合には、提出できない理由と本人記載の詳しい事情書 ※事情書の場合の猶予期間は6ヶ月を上限とします。
4. 扶養者・障害者・長期療養者等特殊事情があり、特別に支出した金額がある場合、「奨学金返還期限猶予願」裏面の「収入状況等の申告書」に、現在の状況と特別に支出した金額を記入してください。	

### 【記入上の注意について】

1. 希望の猶予期間は、「いつから」「いつまで」希望するか記入してください（原則1年ごとに証明書を添えて願い出が必要です）。

(1) 「いつから」…返還開始年月又は次回振替年月を確認のうえ記入してください。なお、確認は「返還開始のお知らせ」、「振替案内」、「振替不能通知」、「奨学金返還期限猶予終了のお知らせ」、「払込取扱票」等によりお願いします。※3月貸与終了者の返還開始は10月からとなります。

(2) 「いつまで」…1ヶ月単位で希望する年月まで記入してください。

2. 返還困難な事由については、次の該当する事由を選択したうえで事情を詳しく記入してください。

⇒奨学金返還期限猶予願 記入例 (PDF: 761KB)

### （願出の事由）

災害	6 その他 を選択し（ ）に災害と記入してください
傷病	1 傷病 を選択してください
生活保護受給中	2 生活保護受給中 を選択してください
外国留学・研究中	6 その他 を選択し（ ）に外国・研究と記入してください
経済困難	5 生活困窮 を選択してください
特別研究員	6 その他 を選択し（ ）に特別研究員と記入してください
失業中	4 失業中 を選択してください
新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職	6 その他 を選択し（ ）に新卒・猶予切れと記入してください
入学準備中	3 入学準備中 を選択してください

※いずれの場合もその事由を証明する書類を添付してください。

3. 世帯人数を記入してください。また、裏面「収入及び支出の状況（申告書）」も必ず記入してください。

### 【奨学金返還期限猶予願の審査及び承認について】

1. 奨学金返還期限猶予願の提出は、返還開始月の2ヶ月前までをお願いします。
2. 提出いただいた奨学金返還期限猶予願には審査があります。なお、その間請求及び督促が行われます。

- 審査後に結果を通知いたします。
- 不承認の場合には、返還を開始又は再開していただくこととなります。

3. 書類不備や記入漏れ等により返送又は電話により照会させていただくことがあります。